

議案第 号

宝塚市立教育総合センター条例の全部を改正する条例の制定について
宝塚市立教育総合センター条例の全部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）9月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立教育総合センター条例

宝塚市立教育総合センター条例（平成4年条例第51号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、本市における教育の振興を図るため、宝塚市立教育総合センター（以下「教育総合センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 教育総合センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宝塚市立教育総合センター	宝塚市小浜1丁目2番1号
宝塚市立教育総合センター第1分室	宝塚市小浜1丁目1番10号
宝塚市立教育総合センター第2分室	宝塚市小浜5丁目15番2号

（事業）

第3条 教育総合センターは、次に掲げる事業を行う。

- （1）教育に関する専門的事項又は技術的事項の研究及び調査に関すること。
- （2）教育関係職員の研修及び研究助成に関すること。
- （3）教育に関する資料の作成並びに情報の収集及び提供に関すること。
- （4）教育相談に関すること。
- （5）教育支援に関すること。
- （6）視聴覚教育に関すること。
- （7）青少年の非行防止及び健全育成に関すること。
- （8）前各号に掲げるもののほか、宝塚市教育委員会が必要があると認める事業

（職員の配置）

第4条 教育総合センターに所長及び事務職員その他必要な職員を置く。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○宝塚市立教育総合センター条例（現行）

平成4年12月24日

条例第51号

注 平成11年6月30日条例第24号から注文条記入る。

改正 平成11年6月30日条例第24号

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、生涯学習社会の形成に向けて、教育に関する専門的、技術的事項の研究及び教育関係職員の研修を行うとともに、視聴覚教育の振興及び青少年の健全な育成を図るため、宝塚市立教育総合センター（以下「教育総合センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 教育総合センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宝塚市立教育総合センター	宝塚市小浜1丁目2番1号
宝塚市立教育総合センター分室	宝塚市小浜1丁目1番10号

（平11条例24・全改）

（事業）

第3条 教育総合センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） 教育に関する専門的、技術的事項の研究及び調査に関すること。
- （2） 教育関係職員の研修及び研究助成に関すること。
- （3） 教育に関する資料の作成並びに情報の収集及び提供に関すること。
- （4） 教育相談に関すること。
- （5） 視聴覚教育に関すること。
- （6） 青少年の非行防止、補導及び相談に関すること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、宝塚市教育委員会（以下「教育委員会」という。）

が必要があると認める事業

（視聴覚センター）

第4条 前条第5号に掲げる事業を行うため、教育総合センターに宝塚市視聴覚センター

を置く。

(青少年センター)

第5条 第3条第6号に掲げる事業を行うため、教育総合センターに宝塚市青少年センターを置く。

(使用者の範囲)

第6条 教育総合センターを使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学校その他の教育機関
- (2) 官公署及びこれらに準ずる者
- (3) 社会教育関係団体その他公共的団体
- (4) その他教育委員会が特に必要があると認める者

(使用の許可)

第7条 教育総合センターを使用しようとする者は、教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、前項の規定による許可をするに当たっては、条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、教育総合センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又はその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。
- (3) 施設、設備、備品等を破損し、滅失し、又は著しく汚損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 教育総合センターの管理運営上支障があると認められるとき。
- (5) その他教育委員会がその使用を不適當であると認めるとき。

(使用料)

第9条 教育総合センターの使用料は、無料とする。ただし、教育総合センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が第3条各号に掲げる事業に関する会議及び行事等以外の目的で使用するときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第 10 条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用許可の取消し等)

第 11 条 教育委員会は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、使用の許可の条件を変更し、又は使用の停止を命じることができる。

(1) この条例又は別に定める教育委員会規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反し、又は許可を受けた使用の目的以外の目的に使用したとき。

(3) 偽りその他の不正な行為により使用の許可を受けたとき。

(4) 第 8 条各号の一に該当する事情が判明し、又は生じたとき。

2 教育委員会は、前項の規定による使用の許可の取消し、使用の許可の条件の変更又は使用の停止により使用者が損害を受けた場合においても、これに対して補償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第 12 条 使用者は、教育総合センターの使用を終わったとき、又は前条第 1 項の規定による使用の許可の取消し若しくは使用の停止を受けたときは、直ちに施設、設備、備品等を原状に復さなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会が使用者に代わり原状に復す。この場合、使用者は、その費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 使用者及び教育総合センターに入館した者は、教育総合センターの施設、設備、備品等を破損し、滅失し、又は汚損したときは、教育委員会の査定するところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、教育総合センターの管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(宝塚市立教育研究所設置管理条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 宝塚市立教育研究所設置管理条例(昭和46年条例第20号)

(2) 宝塚市立視聴覚ライブラリー条例(昭和48年条例第9号)

(3) 宝塚市立青少年センター設置条例(昭和38年条例第18号)

(執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正)

3 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成11年条例第24号)

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

別表(第9条関係)

(単位 円)

使用時間 使用区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時
小会議室	1,200	1,600	1,200	2,800	2,800	4,000
研修室	1,200	1,600	1,200	2,800	2,800	4,000
調理研修室	2,100	2,800	2,100	4,900	4,900	7,000
視聴覚室	6,000	8,000	6,000	14,000	14,000	20,000

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場
合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

（教育機関の設置）

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館
その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又
は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を
設置することができる。

（教育機関の職員）

第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教
員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職
員、技術職員その他の所要の職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公
共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、こ
の限りでない。

市立小浜工房館改修工事のスケジュール

教育委員会 学校教育部 教育支援課

年 月 日	内 容
令和2年(2020年)9月1日～ 令和3年(2021年)4月15日	適応指導教室(小学部)への用途変更に向けて、宝塚市 開発まちづくり条例に基づく特定開発事業の申請・手続 開発協定書 締結
令和3年(2021年)6月補正	予算編成
令和3年(2021年)9月議会	条例改正
令和3年(2021年)10月	改修工事契約予定
令和3年(2021年)10月～ 令和4年(2022年)1月	改修工事予定
令和4年(2022年)4月1日～	施設の利用開始